

## 熊本県医師修学資金貸与要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県医師修学資金等貸与条例（平成20年熊本県条例第45号。以下「条例」という。）及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則（平成21年熊本県規則第9号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(貸与希望者の募集)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者の募集にあたっては、期間を定め行うものとする。ただし、募集期間内の申請が予算に満たない場合は、募集期間を経過した後であっても、新たに申請を受け付けることができるものとする。

(貸与の時期)

第4条 規則第5条第4項に定める修学資金を貸与する時期は、授業料相当額にあつては国立大学法人熊本大学が定める前期分及び後期分授業料の納入期限の属する月の15日まで、入学料相当額にあつては規則第6条に定める熊本県医師修学資金借用証書の受付後、速やかに貸与するものとし、生活費相当額にあつては毎月15日までに貸与するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸与の方法)

第5条 規則第5条に定める修学資金を貸与するにあたっては、貸与を受ける者から熊本県医師修学資金口座振込（変更）依頼書（別記様式）を提出させ、その者が指定する銀行口座（その者の名義のものに限る。）に修学資金を振り込むものとする。

(成績証明書等の提出)

第6条 規則第13条第4項に定める成績証明書その他の単位の取得を証する書面の提出にあたっては、被貸与者は毎年度5月末日までに知事に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。